

建設現場の働き方改革に向けた取り組み ～週休二日の実施について～

本文(建設業関係抜粋)

(現行の適用除外等の取扱)

現行制度で適用除外となっているものの取り扱いについては、働く人の視点に立って働き方改革を進める方向性を共有したうえで、実態を踏まえて対応の在り方を検討する必要がある。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

法改正による時間外労働の上限規制の導入（その3）

【働く人の視点に立った課題】

自動車運送事業者において、担い手が不足しており、少ない労働者に負担がかかっている。

建設業における長時間労働については、発注者との取引環境もその要因にあるため、関係者を含めた業界全体として環境整備が必要。

- ・産業別年間総実労働時間（2016年）
 運輸業 2,054時間
 建設業 2,056時間

トラック運送事業者は荷主と比べて立場が弱く、荷待ち時間の負担を強いられている。

- ・1運行あたり平均1時間45分の荷待ち時間が発生している（2015年度）

【具体的な施策】

（長時間労働の是正に向けた業種ごとの取組等）

- ・自動車運送事業については、以下の取組を実施する。

- ① 関係者庁横断的な検討の場を設け、ITの活用等による生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を行うこととし、行動計画を策定・実施する。
- ② 無人自動走行による移動サービスやトラックの隊列走行等の実現に向けた実証実験・社会実装等を推進する。また、クルマのICT革命や物流生産性革命を推進する。

- ・また、特にトラック運送事業において以下の取組を実施する。

- ① トラック運送事業者、荷主、関係団体、関係者庁等が参画する協議会等において、実施中の実証事業を踏まえて、2017年度～2018年度にかけてガイドラインを策定する。
- ② 関係者庁と連携して、①下請取引の改善等取引条件を適正化する措置、②複数のドライバーが輸送行程を分担することで短時間勤務を可能にする等生産性向上に向けた措置や③荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。

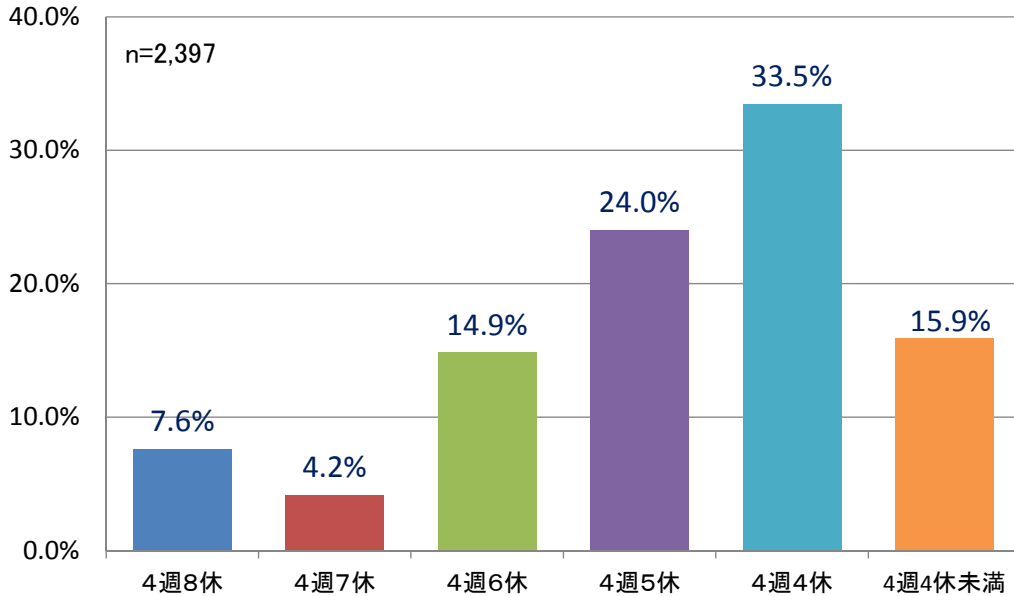
- ・建設業については、以下の取組を実施する。

- ① 適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。
- ② 技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化やICTを全面的に活用したi-Constructionの取組、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
【自動車運送事業】		行動計画の策定	行動計画に基づき、関連制度の見直しや支援措置を実施	民間での事業化に向けた準備	関係者による取組の促進・深化	クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進	クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進	クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進	クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進	クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進	クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進	クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進	クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進
【トラック運送事業】		無人自動走行機能の様々な類型毎の実証 荷主と連携した協議会、パイロット事業の実施、ガイドラインの策定・普及等	荷主や関係者等が参加する協議会等において、荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置を検討	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化	関係者による取組の促進・深化
長時間労働の是正に向けた業種ごとの取組等		中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設
【建設業】		適正な工期設定等に向けた環境整備の方策の検討・推進 ・発注者等からなる協議会組織の設置 ・取引条件の改善に向けた取組 ・週休2日工事の実施等	適正な工期の平準化、ICT施工の推進並びにICT活用工種の拡大(i-Constructionの推進)、書類の簡素化 ・技術者等を確保・育成、効果的な活用を図るための取組の検討・実施等	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める	現在適用除外となっている事業・業務についても、時間外労働を抑制する法的枠組を構築する。

○ 直轄工事においては、4週8休を実施している現場は全体の1割未満。

現場の休日取得状況 (H25、26年度竣工工事)



注: 工期に占める休日から推定

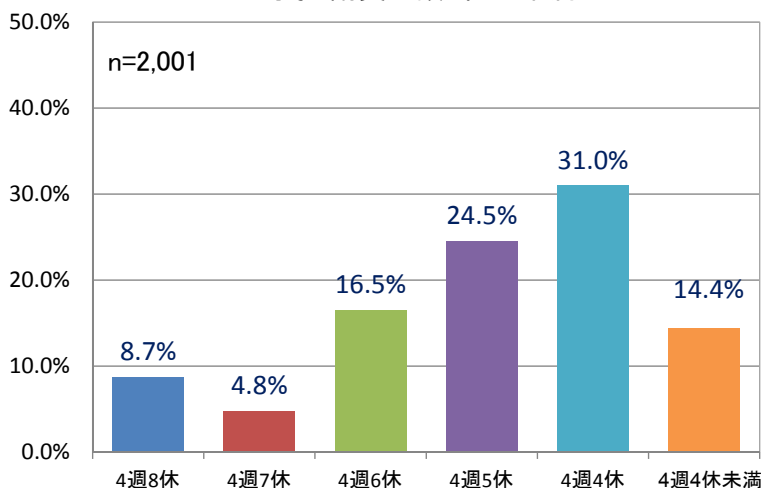
4

【規模別】建設業における休日の状況（直轄工事）

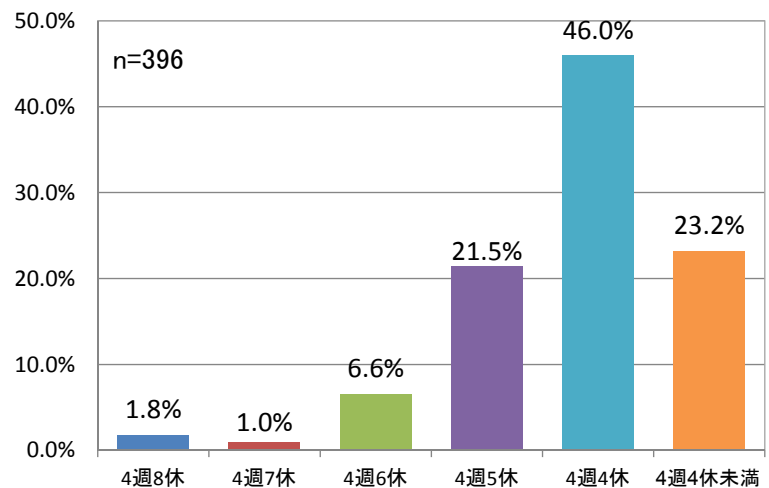
○ 直轄工事においては、4週8休を実施している現場は全体の1割未満。
 ○ 請負金額が大きいほど、休日は少ない傾向にある。

現場の休日取得状況 (H25、26年度竣工工事)

対象: 請負金額3億円未満



対象: 請負金額3億円以上



注: 工期に占める休日から推定

設計工期と実働日数の比較

- 設計工期と受注者の実働日数を比較したところ、設計工期が短い傾向を確認
 ⇒ 発注者の工期設定が十分な休日が確保できていない一因になっている可能性がある

工事名	発注者の設定工期					実績				気象庁データ
	工期日数	実工期	見込み不稼働日			実働日数	不稼働日			
			うち、土日祝日数 (盆・正月含む)	うち、見込み雨休日			うち、土日祝日数 (盆・正月含む)	うち、雨休日		
A工事	227	134	93	77	16	192	35	34	1	26
B工事	316	189	127	108	19	234	82	62	20	26
C工事	227	130	97	76	21	159	68	65	3	24
D工事	283	165	118	96	22	153	130	96	2	22
E工事	259	136	123	89	34	202	57	56	1	41
F工事	251	132	119	85	34	188	63	62	1	20
G工事	366	213	153	124	29	279	87	86	1	42
H工事	342	190	152	118	34	280	62	62	0	37
I工事	273	152	121	94	27	153	120	94	3	34
J工事	266	156	110	91	19	169	97	91	3	23
K工事	334	186	148	115	33	254	80	77	3	55
L工事	244	140	104	83	21	184	60	52	8	32
M工事	206	120	86	71	15	140	66	54	12	15
平均	276	157	119	94	25	199	77	73	4	31

6

働き方改革実現に向けた週休二日の取得に関する取組について

【直轄工事における週休二日取得の取り組み拡大】

<条件整備>

- ✓ 工事着手準備期間・後片付け期間の見直し、国債等の活用による施工時期の平準化、余裕期間制度の活用の推進
- ✓ 週休二日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
- ✓ 週休二日を考慮した間接費
 - ⇒ 原則週休二日の工期設定が可能

<H29年度の発注方針>

- ✓ 上記週休二日支援ツールにより、週休二日による工事の発注を推進

※これにより、全工事で週休二日導入は可能となるが、完成・供用時期明示による工期調整、天候不良による工期遅延等、週休二日実行工期は個々の工事(工程)において受発注者の調整が必要

【地方公共団体への展開】

- ✓ 上記週休二日支援ツールを地方公共団体に普及することにより、公共工事全般への拡大を推進

○ 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。(通年維持工事は除く)

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	現在の設定	最低必要日数	現在の設定	最低必要日数
河川工事	30~40 日	40 日	15~30 日	20日
河川・道路構造物工事	30~50 日	40 日	15~30 日	
海岸工事	30~40 日	40 日	15~30 日	
道路改良工事	30~50 日	40 日	15~20 日	
共同溝等工事	30~70 日	80 日	15~20 日	
トンネル工事	30~90 日	80 日	15~30 日	
砂防・地すべり等工事	15~40 日	30 日	15~30 日	
鋼橋架設工事	30~150 日	90 日	15~20 日	
PC橋工事	30~90 日	70 日	15~20 日	
橋梁保全工事	30~50 日	60 日	15~20 日	
舗装工事(新設工事)	30~50 日	50 日	15~20 日	
舗装工事(修繕工事)	30~40 日	60 日	15~20 日	
道路維持工事	30~50 日	50 日	15~20 日	
河川維持工事	30~50 日	30 日	15~30 日	
電線共同溝工事	30~50 日	90 日	15~20 日	

今回追加

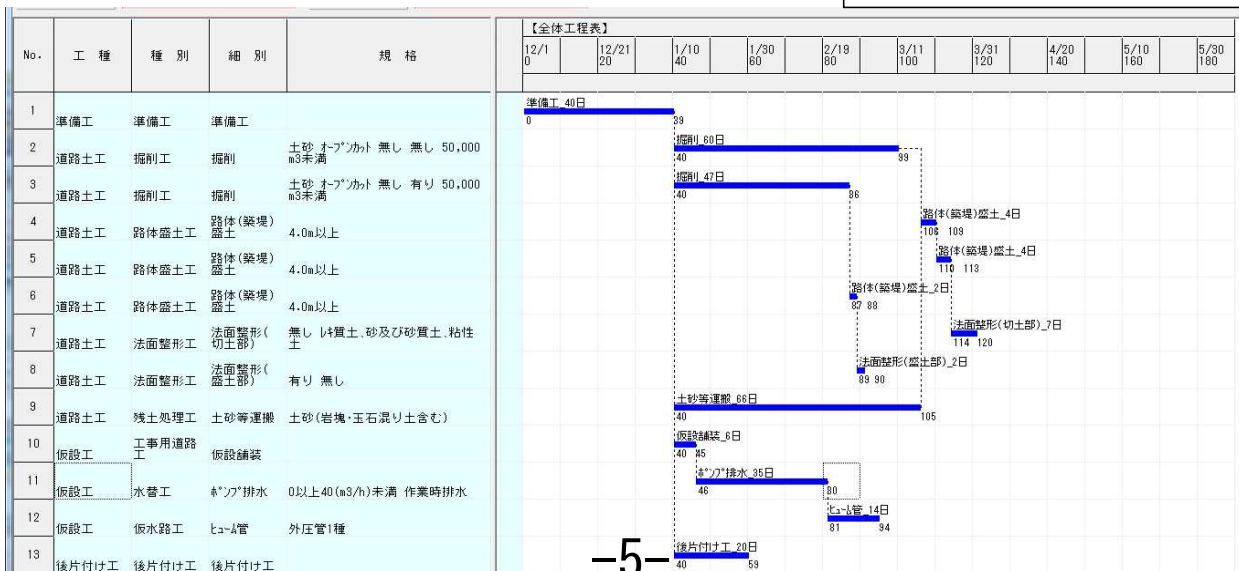
工期設定支援システムについて

- 工期設定に際し、歩掛かり毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを作成
- 平成29年度より維持工事を除き原則的に全ての工事で適用

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム (イメージ)



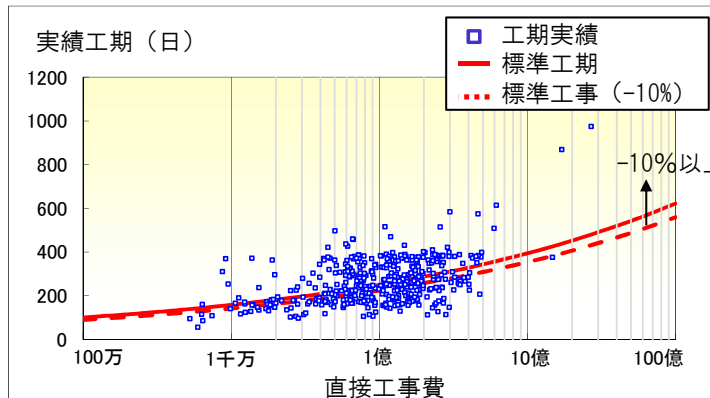
工期設定支援システムについて

過去の同種工事の実績と比較し妥当性をチェック

- 設定した工期を、過去の実績（H21-25竣工工事）から作成した標準工期と比較し、現在設定している工期の妥当性を確認
- 標準工期と比較し、10%以上工期が短い場合は工程の妥当性を再確認

例：道路改良工事（直接工事費：1億円）において
工期設定支援システムを用いて工期を〇日を設定

過去の実績（H21-25竣工工事）から作成した標準
工期と自動的に比較



標準工期の-10%以下

標準工期の-10%以上

再確認

工期として設定

10

工事工程の受発注者間の共有

施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。（H29年度より全工事）

<工事工程共有の流れ>

- 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- 施工計画に影響する事項がある場合には、その内容及び受発注者の責任を明確化。
- 施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を必ず実施。

担当者	事項	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
施工者	〇〇工	[Blue bar]						
	〇〇工		[Blue bar]					
	〇〇工			[Blue bar]				
	〇〇工						[Blue bar]	
発注者	支障物件移設	[Green bar]						
	〇〇協議	[Green bar]						

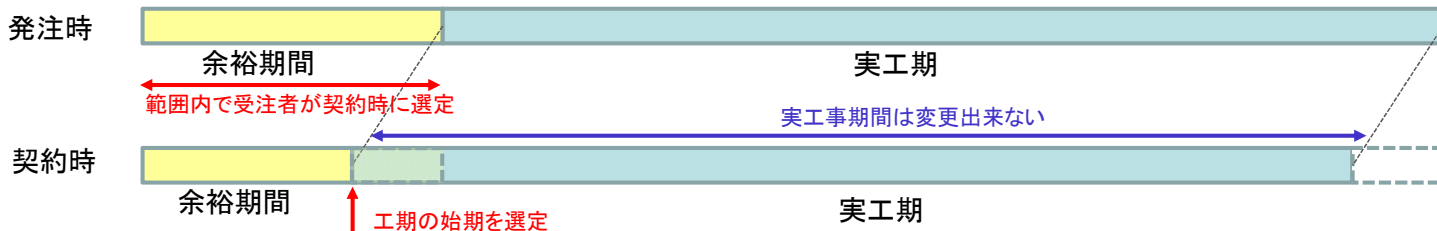
余裕期間制度について

■余裕期間制度

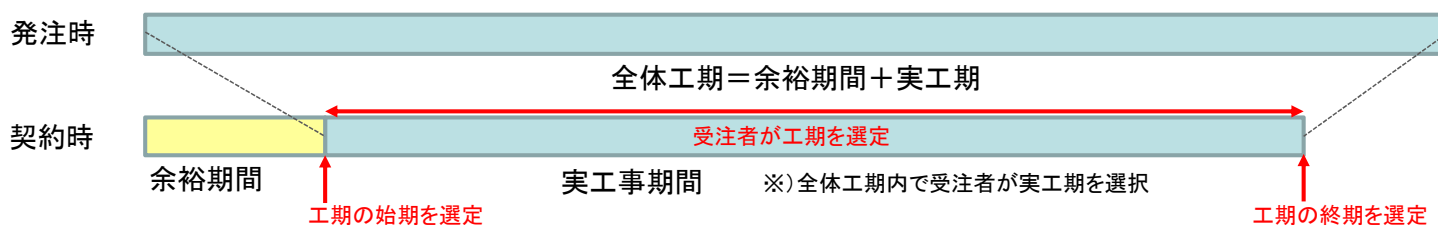
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

週休2日を考慮した間接工事費の補正(試行)

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、安全施設類や現場事務所等のリース料の経費が嵩むことになる。
- その為、週休2日を実施した場合は、実施した期間に応じて、工期日数の延長に要する経費として、共通仮設費を1.02倍、現場管理費1.04倍補正する。

週休二日を考慮した間接費補正

共通仮設費	現場管理費
1.02倍	1.04倍

○共通仮設費率の解析事例

